

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（都市再生緊急整備地域）</p> <p>第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>		<p>（都市再生緊急整備地域）</p> <p>第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>	
名称	地域	名称	地域
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	千葉蘇我 臨海地域	千葉市中央区の区域のうち、北緯三五度三五分三〇秒・七一東経一四〇度六分五五秒・〇三の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度三五分二五秒・二七東経一四〇度六分五八秒・八六の地点まで、同地点から北緯三五度三五分二五秒・九三東経一四〇度七分一秒・八八の地点まで、同地点から北緯三五度三五分二八秒・二〇東経一四〇度七分七秒・〇五の地点まで、同地点から北緯三五度三五分二六秒・二〇東経一四〇度七分九秒・二一の地点まで、同地点から北緯三五度三五分二六秒・七五東経一四〇度七分一三秒・六三の地点まで、同地点から北緯三五度三五分二四秒・八三東経一四〇度七分一五秒・一五の地点まで、同地点から北緯三五度三五分二二秒・九五東経一四〇度七分一五秒・六七の地点まで、同地点から北緯三五度三五分二秒・五六東経一四〇度七分一七

秒・二〇の地点まで、同地点から北緯三五度三五分二秒・七二東経一四〇度七分二〇秒・五五の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五八秒・一六東経一四〇度七分二一秒・五五の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五六秒・五六東経一四〇度七分一一秒・六〇の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五二秒・七二東経一四〇度七分一二秒・六一の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五一秒・九三東経一四〇度七分七秒・六六の地点まで、同地点から北緯三五度三四分四三秒・六二東経一四〇度七分九秒・六六の地点まで、同地点から北緯三五度三四分四四秒・九九東経一四〇度七分一七秒・二六の地点まで、同地点から北緯三五度三四分三五秒・八六東経一四〇度七分一九秒・四三の地点まで、同地点から北緯三五度三四分三四秒・六三東経一四〇度七分二〇秒・〇六の地点まで、同地点から北緯三五度三四分三三秒・七五東経一四〇度七分二〇秒・九八の地点まで、同地点から北緯三五度三四分三二秒・一八東経一四〇度七分二一秒・九〇の地点まで、同地点から北緯三五度三四分二四秒・九七東経一四〇度七分二三秒・五〇の地点まで、同地点から北緯三五度三四分二四秒・〇〇東経一四〇度七分二六秒・六一の地点まで、同地点から北緯三五度三四分二二秒・六四東経一四〇度七分二八秒・二三の地点まで、同地点から北緯三五度三四分一八秒・九三東経一四〇度七分二八秒・〇八の地点まで、同地点から北緯三五度三四分一七秒・六三東経一四〇度七分二七秒・五五

(略)	(削る)	(略)	(削る)
-----	------	-----	------

(略)	千葉みなと駅西地域	(略)	(略)
(略)	千葉市中央区の区域のうち、中央港一丁目（千葉中央港地区地区計画の区域に限る。）の区域	(略)	<p>の地点まで、同地点から北緯三五度三四分一六秒・三五度三一分四〇度七分二七秒・三三の地点まで、同地点から東経一四〇度七分二七秒・三三の地点まで、同地点から北緯三五度三四分一三秒・一四東経一四〇度七分二七秒・五三の地点まで及び同地点から北緯三五度三四分一三秒・八五東経一四〇度七分四五秒・二七の地点までそれぞれ引いた線、一般国道三百五十七号線の東側端線、北緯三五度三三分三八秒・九五東経一四〇度七分一三秒・五九の地点から北緯三五度三三分三八秒・三六東経一四〇度七分一二秒・三〇の地点まで、同地点から北緯三五度三三分三七秒・八五東経一四〇度七分一二秒・一〇の地点まで及び同地点から北緯三五度三三分三七秒・七二東経一四〇度七分一一秒・七九の地点までそれぞれ引いた線、海岸線、北緯三五度三三分三六秒・九〇東経一四〇度七分九秒・七七の地点から北緯三五度三三分四二秒・六八東経一四〇度七分五秒・八〇の地点まで、同地点から北緯三五度三三分四三秒・二六東経一四〇度七分一四秒・八五の地点まで及び同地点から北緯三五度三三分四三秒・二六東経一四〇度六分五三秒・〇〇の地点までそれぞれ引いた線並びに海岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域</p>

(削る)	(削る)
(削る)	(削る)

堺鳳駅南 地域	堺臨海地 地域
<p>堺市西区の区域のうち、鳳東町一丁から五丁まで、鳳南町一丁から四丁まで及び上（府道大阪和泉泉南線の東側端線と鳳南町五丁と上との境界線との交差点を起点とし、順次同境界線、鳳南町四丁及び鳳南町三丁と上との境界線、堺市と高石市との境界線、六百五十一番一と六百五十四番一との間の道路の南側端線並びに府道大阪和泉泉南線の東側端線を経て起点に至る線）で囲まれた区域に</p>	<p>堺市堺区の区域のうち、北緯三四度三六分三秒・三六東經一三五度二六分五九秒・四七の地点を起点とし、順次同地点から北緯三四度三六分三秒・八三東經一三五度二六分五七秒・八八の地点まで、同地点から北緯三四度三六分三秒・六九東經一三五度二六分五七秒・八二の地点まで及び同地点から北緯三四度三六分六秒・七〇東經一三五度二六分四七秒・六五の地点までそれぞれ引いた線、海岸線、北緯三四度三五分五七秒・一〇東經一三五度二六分一九秒・一九の地点から北緯三四度三五分二三秒・五〇東經一三五度二六分四秒・六五の地点まで引いた線、海岸線並びに北緯三四度三五分二五秒・六一東經一三五度二六分三六秒・一〇の地点から北緯三四度三五分二六秒・六二東經一三五度二六分三五秒・五七の地点まで、同地点から北緯三四度三五分三九秒・四〇東經一三五度二六分四一秒・一〇の地点まで、同地点から北緯三四度三五分三七秒・三〇東經一三五度二六分四八秒・一九の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線）で囲まれた区域</p>

備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該	(略)	<p>枚方市駅 周辺地域</p> <p>枚方市の区域のうち、大垣内町三丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線を延長した線と天野川との交差点を起点とし、順次同河川、府道北河内自転車道線の西側端線、新町二丁目三百番二十四、同丁目一番及び同丁目二百八十二番一と同丁目三百番十五との境界線並びに同線を延長した線、同丁目二百八十二番一と同丁目二百八十五番一との境界線、同丁目二百八十二番五と同丁目二百八十五番一及び同丁目二百八十五番二との境界線並びに同線を延長した線、府道京都守口線の南側端線、市道新町岡南一号線の西側端線及び同線を延長した線、市道岡本町三矢一号線の南側端線、府道枚方茨木線の南側端線、市道岡東山之上東一号線の東側端線、市道中部区画四号線の西側端線、市道中部区画一号線の南側端線、市道中部区画一号線の東側端線並びに大垣内町三丁目千七百七十一番一、同丁目千七百七十一番二及び同丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線並びに同線を延長した線を経て起点に至る線（河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)

備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該	(略)	(新設)	地域	守口大日	(略)	限る。の区域
	(略)			(新設)	(略)	

各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域及び大阪コスモスクエア駅周辺地域 平成十四年七月一日

二 仙台駅西・一番町地域、千葉駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、京都南部油小路通沿道地域及び神戸ポートアイランド西地域 平成十四年十月三日

三 さいたま新都心駅周辺地域、柏駅周辺地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、広島駅周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日

四〇十一（略）

十二 新宿駅周辺地域、横浜山内ふ頭地域、横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域、堺東駅西地域、守口大日地域及び広島紙屋町・八丁堀地域 平成三十年六月二十四日

十三 枚方市駅周辺地域 令和元年九月二十五日

各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域及び大阪コスモスクエア駅周辺地域 平成十四年七月一日

二 仙台駅西・一番町地域、千葉駅周辺地域、千葉みなと駅西地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、京都南部油小路通沿道地域及び神戸ポートアイランド西地域 平成十四年十月三日

三 さいたま新都心駅周辺地域、千葉蘇我臨海地域、柏駅周辺地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、広島駅周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日

四〇十一（略）

十二 新宿駅周辺地域、横浜山内ふ頭地域、横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域、堺東駅西地域、堺臨海地域、堺鳳駅南地域、守口大日地域及び広島紙屋町・八丁堀地域 平成三十年六月二十四日

（新設）